

(仮称) 本宿駅西土地区画整理事業

事業化検討パートナー

募 集 要 項

令和3年12月

岡 崎 市

目 次

I 基本的事項

1. 募集実施の趣旨	1
2. 事業概要	2
3. 事業化検討パートナーに関する事項	6
4. 応募に関する事項	8
5. 事業提案書に関する事項	12

II 選定方法

1. 事業化検討パートナー選定の方法	14
2. 審査体制	14
3. 審査項目	14

III 覚書等

1. 事業化検討パートナーに関する覚書の締結	16
2. 事業化検討パートナーの構成員間の覚書	16
3. 覚書等の変更	16
(様式1) 質問書	17
(様式2) 参加意向書	18
(様式3) 業務代行等実績報告書	19
(様式4) 事業提案書提出届	20

(仮称) 本宿駅西土地地区画整理事業 事業化検討パートナー募集要項

I 基本的事項

1. 募集実施の趣旨

本宿駅西地区は、名古屋鉄道本線本宿駅及び国道1号に近接し、地区内を通る国道473号によって新東名岡崎東ICに近接している交通利便性の高い地区です。岡崎市都市計画マスタープランにおいて、東部地域の地域拠点として位置づけており、日常生活に必要な機能の集積と広域観光交流拠点の形成が求められています。

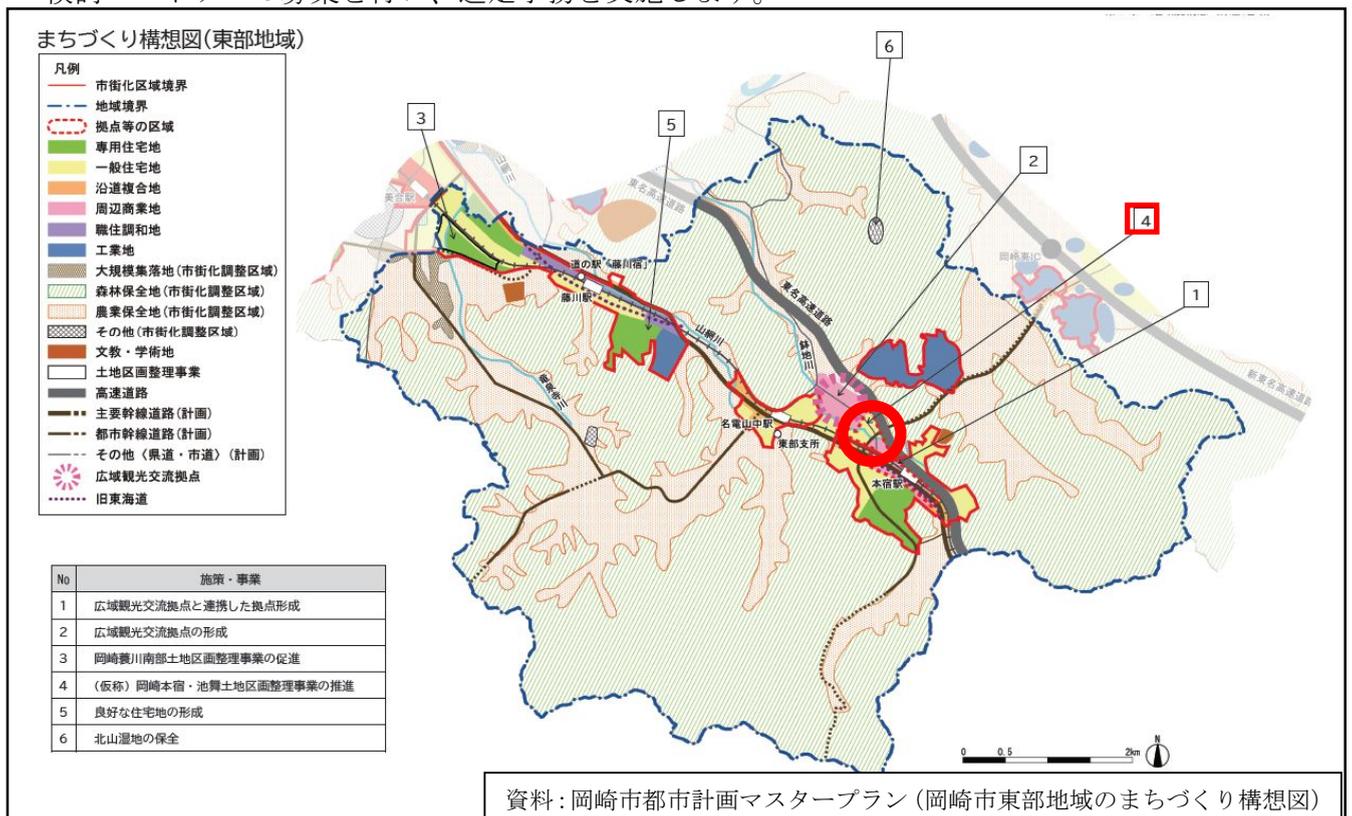
現在、公共交通のアクセス利便性に優れる地域特性を活かし、かつ隣接地において公民で連携して計画が進められている広域観光交流拠点事業を活かしたまちづくりと市街地整備に取り組むため、平成30年11月に結成した(仮称)本宿駅西土地地区画整理組合発起人会(以下「発起人会」という。)と岡崎市で、当地域に相応しいまちづくりの実現に向けた検討を進めています。

事業化の検討にあたり、隣接地区で予定される民間主導の広域観光交流拠点事業と連携を図りつつ、地域拠点としての魅力あるまちづくりのため、また、速やかな事業実施と円滑な保留地処分のために、民間事業者の経験やノウハウを必要としています。

そこで、当地区では、業務代行方式の導入を視野に、令和3年6月に事業協力者4者を選定し、各事業協力者から、土地利用・街区形状・保留地処分方法・組合運営方法などを含めた、まちづくりの案や事業推進方策等の提供を受け、土地地区画整理事業の計画検討を進めてきました。

このたび、当地区の関連事業の熟度が高まってきたことから、計画段階から民間事業者と連携し、より具体的な土地地区画整理事業の事業化検討を進めることを目的とし、将来的に本土地地区画整理事業の業務代行者となつていただくことを想定した1者を選定するため、改めて事業化検討パートナーの募集をします。

募集にあたっては、土地地区画整理法第75条に基づく技術的援助として、岡崎市において事業化検討パートナーの募集を行い、選定事務を実施します。



2. 事業概要

(1) 事業の予定区域及び目的

本地区は、名鉄本宿駅から約1kmに位置し、かつ、国道473号を通じて新東名高速道路岡崎東インターチェンジから約3kmに位置しており、さらに国道1号等の主要な幹線道路網が整備されています。地区のほぼ全域が市街化調整区域で、土地の多くは土地改良事業が完了した農地となっています。

本事業では、地域拠点の形成に向けて不足する生活機能の充実やその受け皿の確保、生活機能の集積効果を生かした住宅地の形成（定住人口の確保）を図るため、隣接する広域観光交流拠点に立地予定のアウトレットモールを核としながら、地域の日常生活に必要な商業施設や医療施設が集積する地域生活拠点ゾーン及び一般住宅地ゾーンの形成と当該土地利用の形成にあわせ必要となる都市基盤施設の整備を一体的に進めます。

(2) 土地区画整理事業の概要

事業名称：（仮称）本宿駅西土地区画整理事業

施 行 者：（仮称）本宿駅西土地区画整理組合

施行地区： 岡崎市本宿町字東片山、西片山、源田前、森本、城下、
城屋敷、広畑、八反、トイツメ、堤添、
舞木町字大正、中柴、

地区面積： 約 17.1ha

地権者数： 129名（令和3年1月1日現在）

都市計画： 区域区分の変更（令和5年3月市街化区域編入予定）

用途地域及び地区計画は、まちづくりの具体化に合わせて検討します。

そ の 他： 現状、地区内に市街化調整区域及び農業振興地域の土地利用規制がありますが、土地区画整理事業に伴い、当該規制を解消する予定です。

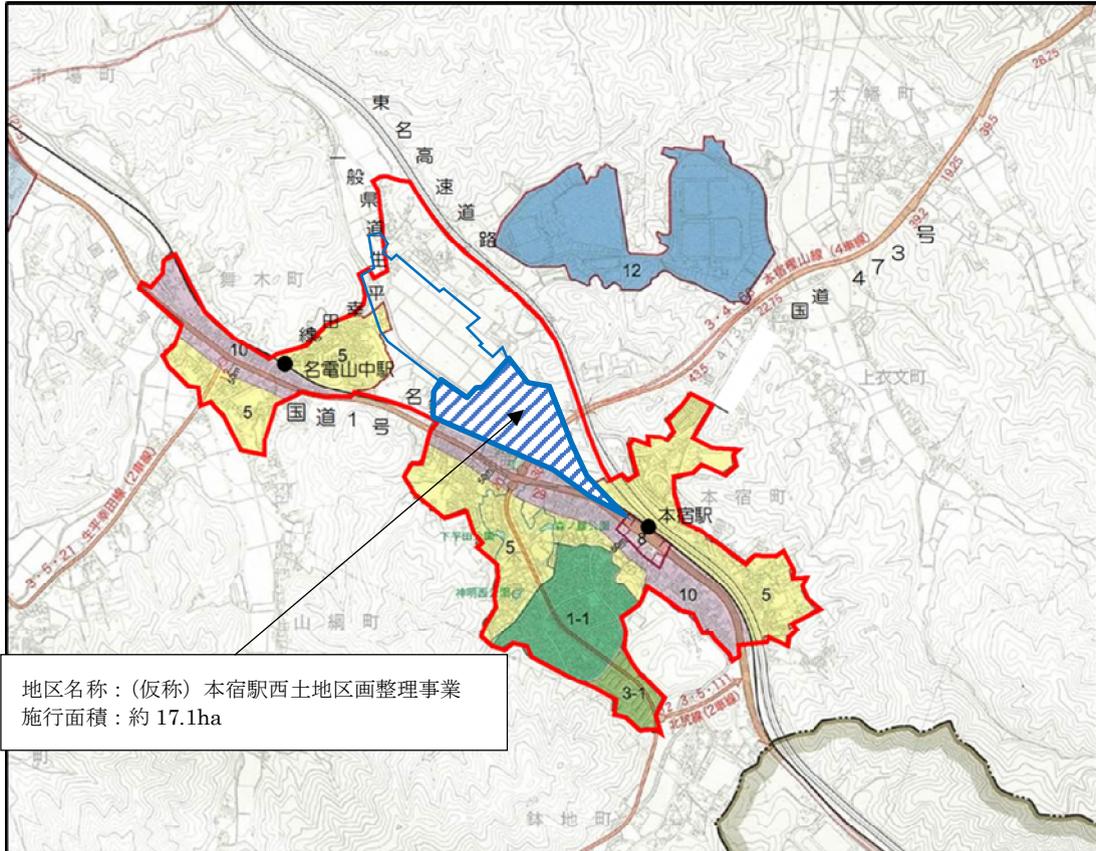
(3) 事業手法

本事業は、組合施行による土地区画整理事業に関する民間事業者のノウハウ、資金等を活用した円滑な事業推進と、事業費の縮減及び確実な保留地処分を行うため、土地区画整理組合設立後に一括業務代行方式の導入を目指します。

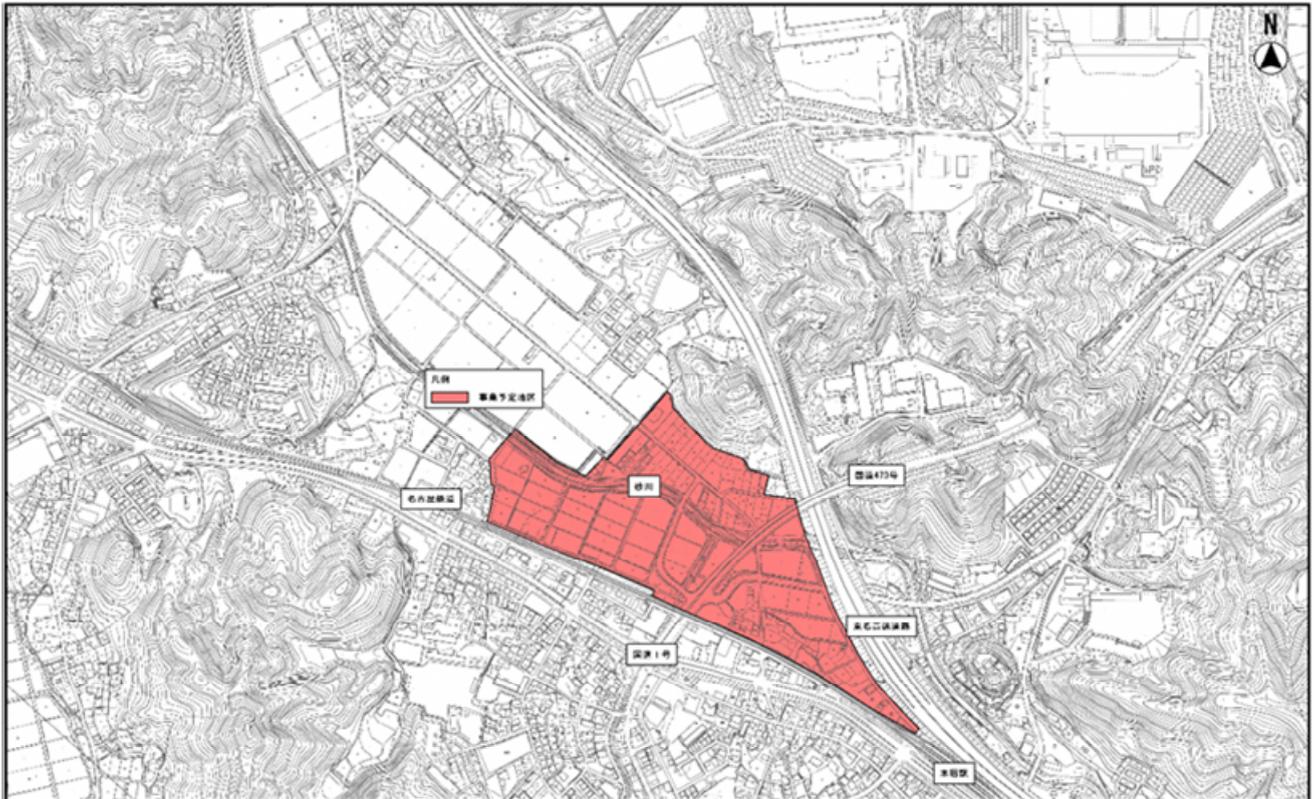
(4) 事業スケジュール

令和4年度に市街化区域編入と土地区画整理区域決定の都市計画手続きを行い、令和5年度の組合設立認可を目標にしています。ただし、協議状況によっては前後することがあります。なお、事業期間は約10年を想定しています。

(5) 位置図

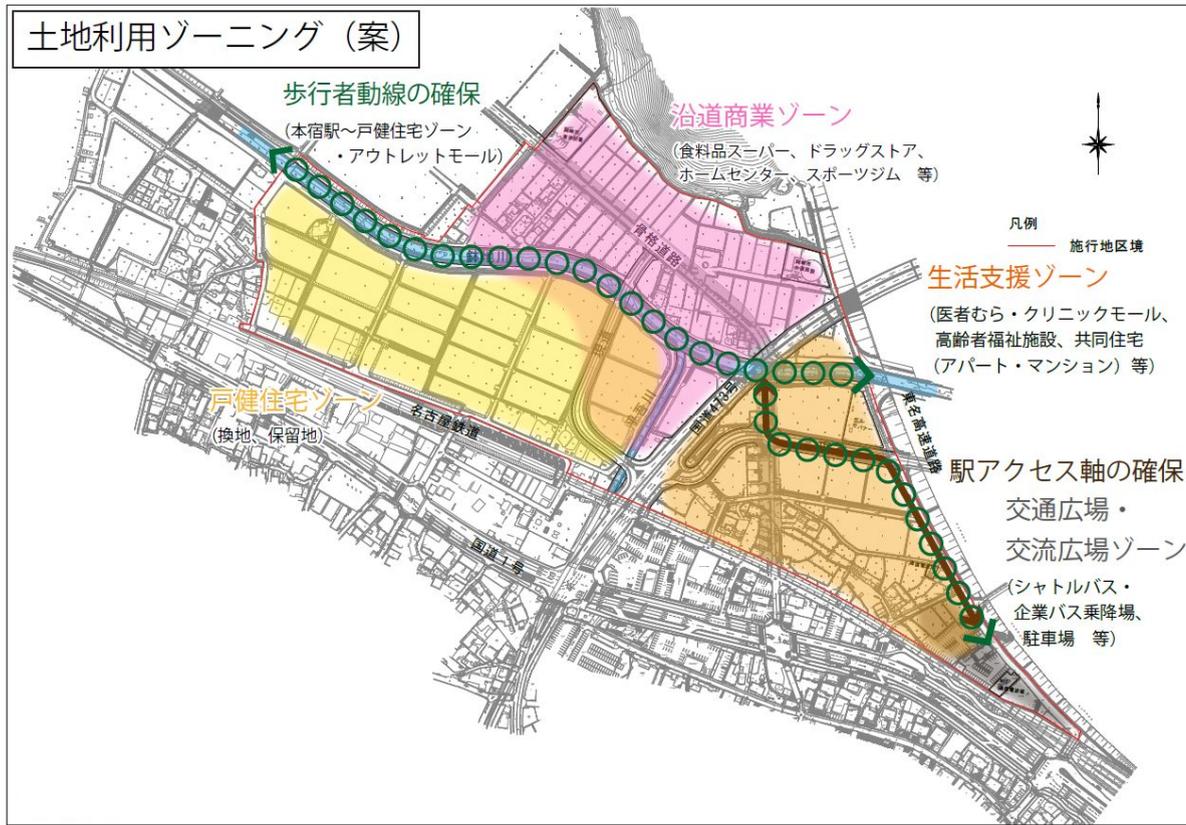


(6) 事業化予定地区



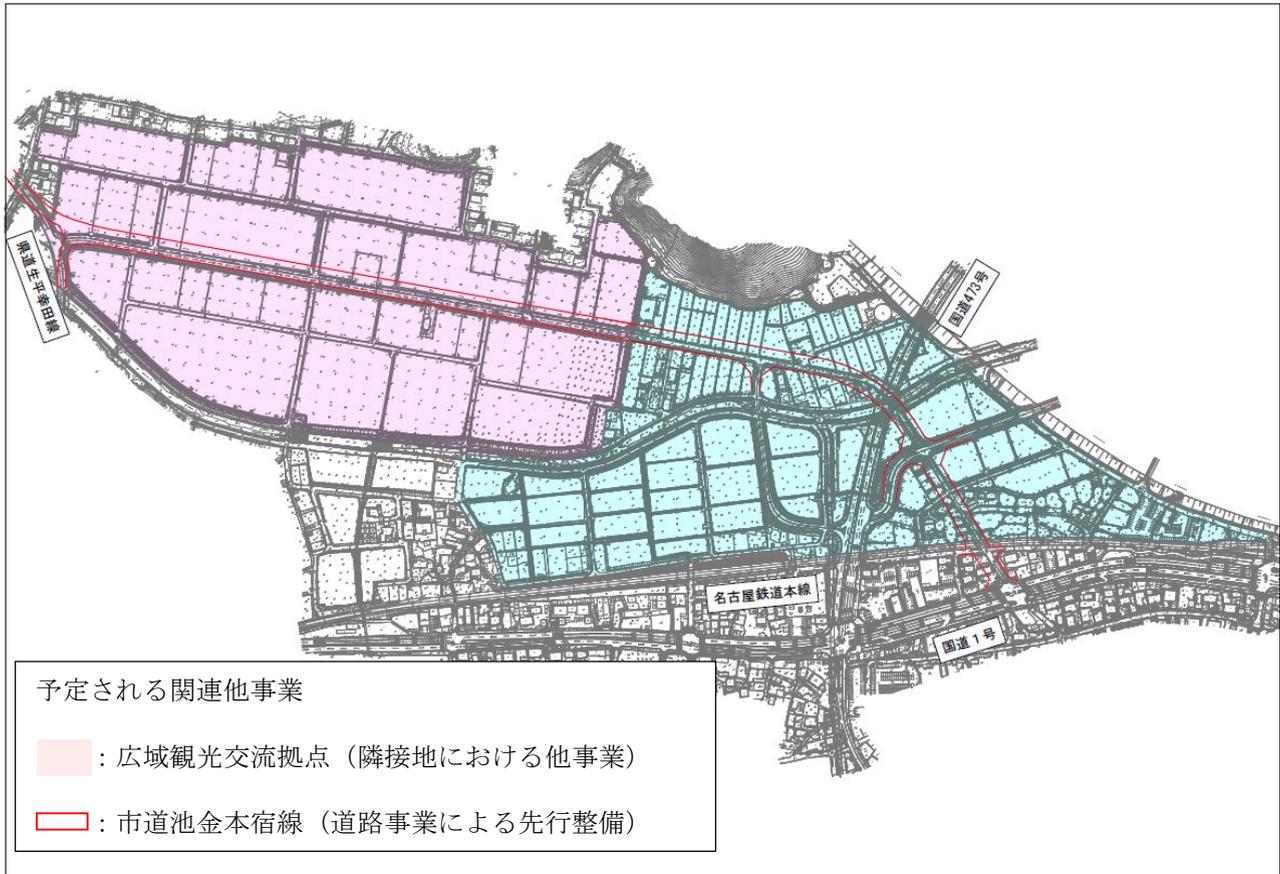
(7) 土地利用構想

(仮称) 本宿駅西土地区画整理組合発起人会による、地区の土地利用ゾーニング案を参考に示します。



(8) 関連事業

事業予定区域の西に隣接する地区において、広域観光交流拠点としてアウトレットモールの整備が予定されており、道路などの公共施設の配置について調整する必要があります。



3. 事業化検討パートナーに関する事項

(1) 事業化検討パートナーの募集について

現在、（仮称）本宿駅西土地区画整理事業発起人会において、業務代行方式を前提とした土地区画整理事業の事業化の検討を行っており、土地区画整理法第75条に基づく技術的援助として、岡崎市において、事業化検討パートナーの募集を行い、選定事務を実施します。

事業化検討パートナーとして選定した事業者（又は共同企業体）は、発起人会及び岡崎市と3者で覚書を締結するものとします。

(2) 事業化検討パートナーの業務内容

発起人会は、まちの魅力の向上及び本事業の確実かつ効率的な推進を目指して適切な民間事業者を募集－選定し、土地区画整理組合設立に係る業務の協力を依頼します。

事業化検討パートナーの業務内容は、以下のとおりとします。

- ・事業提案書の実現に向けた取組み
- ・街区や画地の規模、形状に関する検討支援
- ・土地利用計画や保留地設定、本地区に相応しい企業誘致に関する支援
- ・土地の共同利用や有効活用に対する民間企業としてのノウハウ・情報の提供
- ・設計内容及び事業概算フレームの確認・精査、事業計画案作成に対する協力・助言
- ・地権者合意形成支援（資料提供、説明会等への出席）※個別の地権者接触までは求めない。
- ・発起人会等への出席

なお、費用について、一切の費用を自己で負担いただける業務範囲で支援をいただきます。

また、本事業の事業化が不調に終わった場合、損害賠償、補償等その他一切の請求をしない範囲での事業推進支援とします。

(3) 事業化検討パートナーとの提携期間

事業化検討パートナーと発起人会及び市との提携期間は、覚書の締結後、業務代行予定者が決定するまでとします。

ただし、提携期間中、どちらかが合理的理由をもって提携解除を申し出た場合は、双方協議の上、解除できるものとします。

(4) 業務代行予定者への移行

事業化検討パートナーは、組合設立認可前から円滑な事業推進を図る体制を整えるため、本同意収集の見通しが立った段階で、発起人会との協議により業務代行予定者へ移行できるものとします。

なお、業務代行予定者移行時には、組合設立後に業務代行者となることを前提として、発起人会と改めて覚書を締結することとします。

(5) 岡崎市で予定する調査設計業務

岡崎市土地区画整理事業助成条例第4条第2項に基づき、土地区画整理組合の設立認可の申請に要する費用として、市において別途、以下の項目の調査業務を建設コンサルタント発注で実施

予定です。業務の実施にあたっては、事業化検討パートナーからいただく支援や情報をいただきながら、調査計画を行うことを想定しています。ただし、事業化検討パートナーとの協議により、業務の実施方法等は変更できるものとします。

- ・ 地区界測量
- ・ 区画整理設計
- ・ 事業計画及び定款（案）作成
- ・ 事業認可に伴う諸手続き
- ・ 認可申請書作成 など。

（6）事業協力者の取り扱い

当事業の事業化の検討のため、令和3年6月に「事業協力者」として各者と締結した、事業化の検討に向けた協定については、事業化検討パートナーの決定後、覚書を締結した時点で、各者との協定期間を終了することとします。

4. 応募に関する事項

(1) スケジュール

内 容	日 程	備 考
募集要項の配布	令和3年12月20日（月）～	市HPにおいて公開
質問書の提出（様式1）	令和3年12月24日（金）～ 令和4年1月12日（水）17時まで	FAX又はメールによる必着
質問回答書の送付	令和4年1月17日（月）	メールによる送付
参加意向書（様式2）及び資格要件関連書類（様式3ほか）の提出期限	令和4年1月18日（火）～ 1月24日（月）17時まで	持参又は郵送による必着
事業提案書提出届（様式4）及び事業提案書の提出	令和4年1月18日（火）～ 2月14日（月）17時まで	持参又は郵送による必着
選定委員会 （資格審査、事業提案審査）	令和4年2月22日（火）	時間等は別途通知
選定結果通知	令和4年3月上旬	郵送による通知
覚書締結	令和4年3月中旬	

<募集要項の配布及び様式1～4の提出窓口>

岡崎市都市基盤部市街地整備課（（仮称）本宿駅西土地地区画整理組合発起人会事務局）

〒444- 8601 岡崎市十王町二丁目9番地

T E L : 0564-23-6279（直通）

F A X : 0564-23-5988

担 当 : 瀧波、永田

Email : shigaichiseibi@city.okazaki.lg.jp

(2) 募集要項に関する質問及び回答

ア 質問の受付

様式1に所要の事項を記入し、令和4年1月12日（水）17時までに岡崎市都市基盤部市街地整備課（発起人会事務局）あてにFAX又はメールにて送付してください。

イ 質問に対する回答

回答は、他の事業者への回答も含めて、質問書提出企業全員にメールにて通知します。ただし、複数の企業により構成される共同企業体（以下、共同企業体を構成する企業を「構成企業」、その代表となる企業を「代表企業」という）による応募の場合は代表企業に通知します。

通知する回答の内容は、募集要項の内容を補完するものとし、同等の効力を有するものとします。

(3) 応募者の体制

応募者は、次に掲げる体制を構成し、応募してください。

ア 応募者は、次項（4）に掲げる資格要件を満たした単一の企業又は複数の企業が構成する共同企業体であること。なお、共同企業体の場合は、代表企業が応募手続を行うこととします。

イ 応募に際して、構成企業のいずれかが、他の共同企業体の構成企業として重複参加していないこと。

ウ 応募後若しくは事業化検討パートナー決定後において、必要に応じて、共同企業体の構成企業の変更若しくは単一の企業から共同企業体への変更は認めます。ただし、構成企業を追加若しくは変更する場合は、次項（４）の資格要件を満たすものとし、速やかに岡崎市に対し、代表企業が報告するものとしします。

（４）応募者の資格要件

以下のアの全てを満たし、かつ、イ又はウのいずれかの全てを満たす法人又は共同企業体に限り応募することができます。

ただし、共同企業体として応募する場合、全ての構成企業はアの①～④を満たし、かつ、構成企業の内少なくとも１社がアの⑤及び⑥を満たし、同じく少なくとも１社がイの全て、またはウの全てを満たすこととします。また、構成企業に建設コンサルタントを含む場合は、その企業はエの全てを満たすものとしします。

ア 法人要件

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更正計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ③平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- ⑤土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 3 条第 2 項の土地区画整理組合から委託を受け、認可公告を受けた土地区画整理事業の業務の全部又は一部を代行した実績、あるいは 10ha 以上の宅地造成事業を行った実績を有する者であること。
- ⑥会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 445 条に定める資本金の額が 10 億円以上であること。

イ デベロッパー要件

- ①宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であること。
- ②応募申込の日から選定の日までの間において、宅地建物取引業法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務の停止命令を受けていない者であること。

ウ 建設業者要件

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者（許可業種として土木工事業を含むこと）であり、当該許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。
- ②一般財団法人建設業情報管理センターにおける土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が、1,200 点以上であること。
- ③応募申込の日から選定の日までの間において、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けていない者であること。

エ 建設コンサルタント要件

- ①岡崎市入札参加資格者名簿（建設コンサル）の業種区分「都市計画及び地方計画」に登録され、資格の認定を受けている者でかつ、業種区分「都市計画及び地方計画」の岡崎市評定値が「240点以上」であること。
- ②応募申込の日から選定の日までの間において、本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(5) 参加意向書及び資格要件関連書類の提出

応募者（共同企業体の場合は代表企業）は、様式2に加え自己及び各構成員が該当する資格要件に適合することを証する書類（様式3ほか）を提出してください。

<提出期限>

令和4年1月24日（月）17時まで

<提出方法>

持参又は郵送にて提出ください（提出期限必着）

<提出先>

岡崎市都市基盤部市街地整備課（発起人会事務局）

<提出書類>

◆参加意向書（様式2）

◆法人要件書類

ア 定款

イ 会社一法人の登記事項証明書（交付から3ヶ月以内のもの）

ウ 会社概要書（会社案内書ーパンフレット等）

エ 直近3ヶ年の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）

オ 業務代行等実績報告書（様式3）及び実績となる業務代行委託契約等（写し）

※様式3には業務代行予定者または事業化検討パートナー（類似の組織体含む）実績も含めることができます。1者あたり最大3件までで結構です。

※その他、商業施設や拠点機能等の誘導を図るまちづくり事業の実績があれば、報告書（様式3）に記載の上、委託契約等（写し）をご提出ください。

カ 実績となる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項開発許可証（写し）

キ 実績となる土地区画整理事業等の事業計画書の概要又はパンフレット等

◆デベロッパー要件書類

ア 宅地建物取引業免許（写し）

イ 実績となる事業のパンフレット等

◆建設業者要件書類

ア 建設業許可証（写し）

イ 経営事項審査結果通知書（写し）

◆建設コンサルタント書類

ア 建設コンサルタント業の登録を証する書類（写し）

(6) 事業提案書提出届及び事業提案書の提出

期日までに参加意向書を提出した者は、事業提案書提出届（様式4）及び事業提案書を提出していただきます。

<提出期限>

令和4年2月14日（月）17時まで

<提出方法>

持参又は郵送にて提出ください（提出期限必着）

<提出先>

岡崎市都市基盤部市街地整備課（発起人会事務局）

<提出書類>

◆事業提案書提出届（様式4）

◆事業提案書（任意様式） ・製本 8部
・電子データ（CD-R）一式

(7) その他

次のいずれかに該当する場合は、参加を無効とします。

①審査の公平性に影響を与える場合

②著しく信義に反する行為があった場合

③参加申込書及び事業提案書に虚偽の記載があった場合

④上記に掲げるもののほか、この募集要項等に違反すると認められた場合

5. 事業提案書に関する事項

(1) 提案を求める事項

- ①事業化検討パートナーとしての取組み方針（実施体制、発起人会との連携、地権者の合意形成、スケジュール等）について、ご提案ください。
- ②本地区の特性を踏まえ、魅力向上に資するまちづくり方針（コンセプト、土地利用、隣接地事業との関連等）について、ご提案ください。
- ③組合設立後の円滑な事業推進方策（設計図案、事業費の低減方策、施行期間の短縮、資金調達方法、組合運営・マネジメント方策、地元企業の活用等）について、ご提案ください。
- ④保留地処分に関する方針（保留地設定方針、活用計画、処分の見込み等）について、ご提案ください。
- ⑤地権者の土地活用（共同利用、有効活用等）に関する支援方策について、ご提案ください。

参加意向書（様式2）を提出した者（共同企業体の場合は代表企業）に限り、希望により事業提案書作成における参考資料として、以下の資料を配布できます。

なお、これら資料は令和3年3月に（仮称）本宿駅西土地地区画整理事業 事業協力者募集時に配布した資料と同一のものです。

- ・事業化予定地区
- ・概略設計図（案）
- ・造成計画平面図（案）
- ・事業概算フレーム（案）

(2) 事業提案書の仕様

事業提案書は、A3 版用紙を横向き 8 枚以内（両面不可、表紙を除く）で作成し、左綴じした簡易製本としてください。表紙は自由としますが、応募者の名称（共同企業体の場合は連名）は明記してください。

※提案書の枚数は、後述の各評価項目の実績評価および提案事項①、④、⑤を各 1 枚、提案事項②および③を各 2 枚程度を想定しています。提案者の説明内容に応じて、枚数・各項目の割合等を変更してください。

(3) 事業提案書の取扱い

ア 提出された事業提案書は、発起人会に開示します。

イ 発起人会及び市は、事業化検討パートナーに選定された者が提出した事業提案書を、地権者への説明や報告等のため、無償にて公表・使用することができるものとします。なお、説明資料等への掲載方法等については、事業化検討パートナーに選定された者と協議するものとします。

ウ 提出後の提案書等の書類の変更はできないものとします。また、提出された事業提案書は返却しません。なお、選定されなかった者の提案内容については非公表とし、提案者独自の提案等については転載・使用等を行いません。

(4) 参考資料等（5. (1) 下段）の取扱い

市が提供する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(5) 応募に係る費用の負担

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

II 選定方法

1. 事業化検討パートナー選定の方法

(1) 資格審査

選定委員会において、応募者から提出された資格要件関連書類などにより資格審査を行います。資格審査は非公開とします。

(2) 事業提案審査

ア 事業提案書等提出者（以下「提出者」という）によるプレゼンテーションを実施します（1者につき30分以内）。プレゼンテーションは非公開としますが、選定委員以外の発起人会委員が傍聴することがあります。

イ プレゼンテーションは、事業提案書等の内容を基に構成し、パワーポイント等を用いてスクリーンに投影して行ってください。（事務局にてパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意します。提出者においてパソコンを持参し、プロジェクターに接続することも可能とします。）

ウ プレゼンテーション終了後、選定委員とのヒアリングを実施します。（1者につき30分程度の予定）

エ プレゼンテーション及びヒアリングの参加者数は、構成企業数が2以下の場合は構成企業数×3名を、構成企業数が3以上の場合は構成企業数×2名を上限とします。また、必要に応じて、その人数の範囲内で、説明のため構成企業以外の協力企業等の者の参加を1名まで認めます。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの内容より審査項目に基づき審査し、審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

カ 選定結果は、提出者全員（ただし、共同企業体による応募の場合は代表企業に限る）に郵送で通知します。

キ プレゼンテーション及びヒアリングの撮影・録音・録画行為は禁止とします。

2. 審査体制

学識者・土地区画整理事業実務経験者及び発起人会代表者で構成する選定委員会（5名）において審査を行います。選定委員は以下のとおりです。

区分	所属・氏名等
委員	松本 幸正（名城大学 理工学部 教授）
委員	（仮称）本宿駅西土地区画整理組合発起人会 代 表
委員	〃 委 員
委員	〃 委 員
委員	三上 俊雄（岡崎市土地区画整理組合連合会 事務局長）

3. 審査項目

事業提案書の評価基準および配点は次のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
実績評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業にふさわしい実績があるか。 	4
提案事項① (取組み方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施できる体制となっており、事業化に向けた手順が示されているか。 ・事業化検討にあたり、市内関係団体などと連携する方針が示されているか。 ・発起人会と密接な連携を図り、検討を進められる体制がとられているか。 	16
提案事項② (まちづくり方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の特性や都市計画マスタープラン等上位計画の位置づけ等を踏まえたコンセプトとなっているか。 ・本地区の特性や考え方を踏まえ、多世代が住み続けられる、魅力を高めることができる提案となっているか。 ・まちづくり・土地利用のイメージが具体的に示されており、かつ実現性が考慮されているか。 ・隣接するアウトレットモールや本地区周辺のまちづくりとの連携が考慮されているか。 	16
提案事項③ (事業推進方策)	<ul style="list-style-type: none"> ・概略設計図の検討、事業費の低減や事業期間短縮について、具体的で、妥当性のある提案となっているか。 ・事業資金の調達について、具体的な調達方法となっているか。 ・組合設立後の具体的な組合運営方法が示されているか。 ・事業推進にあたり、市内企業に優先的に発注する姿勢が示されているか。 	28
提案事項④ (保留地処分方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・保留地の位置や形状は、処分のしやすさからみて、妥当な計画となっているか。 ・保留地の処分が見込める提案となっているか。 	16
提案事項⑤ (土地活用支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の土地（換地）の活用にあたって、積極的に支援する提案となっているか。 	16
取り組み意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に取り組む姿勢、熱意、信頼性などについて、ヒアリングにて評価 	4
合 計		100

Ⅲ 覚書等

1. 事業化検討パートナーに関する覚書の締結

優先交渉権者と発起人会及び岡崎市の3者で「I-3（2）事業化検討パートナーの業務内容、（3）事業化検討パートナーとの提携期間、（4）業務代行予定者への移行、（5）岡崎市で予定する調査設計業務」に記載した事項を明記した事業化検討パートナーに関する覚書を締結します。

2. 事業化検討パートナーの構成員間の覚書

共同企業体である応募者が事業化検討パートナーとして選定された場合は、選定後構成員間において、次に示す内容の覚書を締結するものとします。

- ①団体の結成及び代表企業の決定
- ②「I-3.（2）事業化検討パートナーの業務内容」に示す業務を行う構成員及び分担
- ③その他必要な事項

3. 覚書等の変更

覚書締結後に、本事業の事業推進に向け、覚書の内容に変更が必要となる事象が生じた場合は、発起人会と事業化検討パートナー、岡崎市の間で協議の上、覚書等の見直しを行うものとします。

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

法人名

代表者名

(担当者) 所属

氏名

電話

FAX

mail

質 問 書

(仮称) 本宿駅西土地区画整理事業 事業化検討パートナー募集について、下記のとおり質問しますので回答ください。

記

1.

2.

3.

注1：質問事項は、できるだけ簡潔にまとめてください。

注2：質問項目が不足した場合は、適宜用紙を添付してください。

(様式2)

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

法人名

代表者名

(担当者) 所属

氏名

電話

FAX

mail

参 加 意 向 書

(仮称) 本宿駅西土地区画整理事業 事業化検討パートナー募集に係る事業提案を行いた
いので、申し込めます。

共同企業体名		
構 成 員 (代 表 者 以 外)	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	連絡先	
構 成 員 (代 表 者 以 外)	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	連絡先	

※共同企業体の場合は、代表者企業以外の企業をご記入ください。

※企業欄が不足する場合は、行を追加して記載ください。

(様式3)

業務代行等実績報告書

業務代行者（業務代行予定者）または事業化検討パートナーとしての支援実績（主な実績を3事業まで提出可能です）

※別途、各事業概要の分かる図面（区画整理設計図、イメージパース等）および契約書等写しを添付してください。

事業名						
事業概要	面積 (ha)	事業費 (百万円)	地権者数 (人)	現在の事業進捗状況（○をつける）		
				施行前	施行中	施行済
事業の特徴や支援実績について簡潔にお書きください（任意）						

事業名						
事業概要	面積 (ha)	事業費 (百万円)	地権者数 (人)	現在の事業進捗状況（○をつける）		
				施行前	施行中	施行済
事業の特徴や支援実績について簡潔にお書きください（任意）						

事業名						
事業概要	面積 (ha)	事業費 (百万円)	地権者数 (人)	現在の事業進捗状況（○をつける）		
				施行前	施行中	施行済
事業の特徴や支援実績について簡潔にお書きください（任意）						

その他、商業施設や拠点機能等の誘導を図るまちづくり事業の実績（主な実績を1件）

事業名						
施工事業者						
事業概要	面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業概要や用途等について簡潔にお書きください			

※別途、事業概要の分かる図面（平面図、イメージパース等）および実績等の資料があれば添付してください。

(様式4)

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

法人名

代表者名

(担当者) 所属

氏名

電話

FAX

mail

事業提案書提出届

(仮称) 本宿駅西土地区画整理事業 事業化検討パートナー募集に基づき、事業提案書を提出します。

記

共同企業体名		
構 成 員 (代 表 者 以 外)	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	連絡先	
構 成 員 (代 表 者 以 外)	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	連絡先	

※共同企業体の場合は、代表者企業以外の企業をご記入ください。

※企業欄が不足する場合は、行を追加して記載ください。